

「京の里山ロゴマーク」使用ガイドライン

京都市北部山間地域の認知度向上に向けた広報ツールとして、「京の里山ロゴマーク」を作成しています。どなたでも広く使用いただけますので、本ガイドラインに沿って、ぜひ積極的にご活用ください。

1 ブランドコピー・タグライン

(1) ブランドコピー：京の里山

北部山間地域を一言で表す表現として、親しみやすく、やさしい響きの「里山」を使用。京都における「里山」の風景というものをシンプルに表しています。

(2) タグライン：たずねて かよって くらして

観光等で北部山間地域を訪問し、その後、たびたび通うようになり、いずれは移住するといった3段階のプロセスを提案しています。

2 ロゴマークデザイン

<カラー>



557d3d



7f4d30



433530



c9a063

<デザインの構成>

- ・緑色と茶色で里山のイメージを表現しています。
- ・京都市のまちなかの風景を下部（南側）に、北部山間地域を上部（北側）にデザインし、都心部との位置関係や近さを表しています。

<使用フォント>

たずねて かよって くらして	VDL ヨタG-M
「京の里山」における「京 里 山」	AB Kotatsu Regular
「京の里山」における「の」	AB Kotsubu Regular
京都市	京都市オリジナルフォント

3 使用できる方

京都市北部山間地域に居住する方、同地域で活動する団体、事業者をはじめ、どなたでも使いいただけます。

4 使用できる対象

名刺やリーフレット、ウェブサイト、SNS をはじめ、あらゆるものに使用いただけます。

ただし、以下に該当するものには、使用できません。

- ・北部山間地域または「京の里山」のイメージを低下させるもの、低下させる恐れがあるもの
- ・法令または公序良俗に反するもの、反する恐れがあるもの
- ・特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に使用するもの

なお、デザインの色や形状を加工することはできません（モノクロ印刷は除きます）。

5 使用料

無料

6 使用手続き

届け出等は不要です。ただし、「京の里山ロゴマーク」のデザインを有償販売物に使用する場合は、別紙様式により、事前に届け出をお願いいたします。ご不明な場合は、京都市地域自治推進室にお問い合わせください。

＜届け出が不要な事例＞

- ・名刺やイベント PR リーフレット、旅行商品パンフレットに「京の里山ロゴマーク」を使用する場合
- ・販売農産品のラベルや包装紙に「京の里山ロゴマーク」を使用する場合
- ・「京の里山ロゴマーク」をデザインしたシールを作成し、無償配布する場合

＜届け出が必要な事例＞

- ・「京の里山ロゴマーク」をデザインしたバッジや T シャツ等を作成し、有償販売する場合

7 連絡先・届け出先

京都市文化市民局 地域自治推進室 地域づくり推進担当

電話：075-222-3049 FAX：075-222-3042

電子メール：chiikizukuri@city.kyoto.lg.jp